

## 過疎地域における固定資産税の課税免除について

吉野町は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に規定する過疎地域に指定されており、同法及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る町税の特別措置条例（令和3年吉野町条例第11号）」に基づき、一定の要件に該当する設備等を取得した場合、その設備等に係る固定資産税の課税免除を受けることができます。

対象地域	町内全域
対象者	青色申告書を提出する個人又は法人
対象業種	製造業、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業（※1）、情報サービス業等（※2） ※1 農林水産物等販売業とは、対象地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業のことです。 ※2 情報サービス業等とは、情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査のことです。
対象資産	上記事業の用に供するために取得又は制作若しくは建設をした下記の設備 1. 建物及び附属設備 建物及び附属設備にあつては、新築、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含みます。 ※製造業は製造ラインのある工場や機械室などが対象であり、製造に直接関連しない事務室や倉庫などは対象外です。 2. 償却資産 直接事業の用に供する「機械及び装置」 ※旅館業は対象外です。 ※取替又は更新による増設の場合は、生産能力や処理能力が従前と比較しておおむね30%以上増加していることが必要です。 3. 土地 取得日から1年以内に当該建物の建設が着工された場合に限りです。 ※対象となるのは当該建物の建築面積部分に限りです。
取得価格要件	租税特別措置法第12条第4項の表の第1号又は同法第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受けられる資産であつて、下記の取得価格要件を満たす設備等（特別償却設備）の取得等であること

対象業種	資本金の額等	取得価額
製造業 旅館業	5,000万円以下 (個人を含む)	500万円以上
	5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上
	1億円超	2,000万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上

※資本金の額が5,000万円超の法人は新設、増設に係る取得に限ります。

※土地の取得価額は、要件には含まれません。

※取得価額は、圧縮記帳後の価額となります。

取得期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日
課税免除期間	3年度分
申請方法等	申請期限 課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の確定申告の期限まで
	申請書類 固定資産税課税免除申請書 添付書類一式
提出先	町民税務課